

評議員報酬規程

(目的)

第 1条 この規程は、当会の評議員の報酬を決定することを定めることを目的とする。

(評議員の日当)

第 2条 評議員が、評議員会その他の会議等に出席する場合は、別紙1のとおりとする。

(報酬の支払い方法)

第 3条 報酬の支払い方法は、原則として、本人が指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことにする。

(改正)

第 4条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

別紙1

評議員の日当

	日当	交通費
評議員	5,000円	実費

ただし、交通費の実費は片道25km以内は一律 2,000円(市内等)とし、片道26km以上(市外等)は片道1kmにつき40円とし、高速道路代も含むものとする。

役員報酬規程

(目的)

第 1条 この規程は、当会の役員(理事及び監事)の報酬を決定することを定めることを目的とする。
(内部理事の就業規則の一部適用)

第 2条 内部理事の給与については、職員就業規則を準用する。
(非常勤理事及び監事の日当)

第 3条 報酬を支給されない非常勤理事が、理事会その他の会議等に出席する場合は、別紙1のとおりとする。

(監事の監査報酬)

第 4条 監事が監査監査を行う時の報酬は、別紙2のとおりとする。

(報酬の支払い方法)

第 5条 報酬の支払い方法は、原則として、本人が指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことにする。

(改正)

第 6条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

別紙1 非常勤理事及び監事の日当

	日当	交通費
非常勤理事	5,000円	実費
監事	5,000円	実費

ただし、交通費の実費は片道25km以内は一律 2,000円(市内等)とし、片道26km以上(市外等)は片道1kmにつき40円とし、高速道路代も含むものとする。

別紙2 監事の監査報酬

	日当	交通費
監事	監査に要する1時間あたり 10,000円	実費

ただし、交通費の実費は片道25km以内は一律 2,000円(市内等)とし、片道26km以上(市外等)は片道1kmにつき40円とし、高速道路代も含むものとする。

理事・監事候補者名簿

任期

令和5年6月から令和7年6月まで

役員		氏名	摘要
1.	理事	小岩井雅彦	
2.	理事	喜久川 登	
3.	理事	伊藤 幸夫	
4.	理事	湯川 芳朗	
5.	理事	矢野 理恵	
6.	理事	並木雅彦	

監事		氏名	摘要
1.	監事	上佐 泰晴	
2.	監事	田代 恵美子	

評議員		氏名	摘要
1.	評議員	山口 貫司	
2.	評議員	生井澤 基博	
3.	評議員	藤崎 久夫	
4.	評議員	平山 久穂	
5.	評議員	石崎 逸代	
6.	評議員	石川 美智子	
7.			